

Tokyo-NbS アクションロゴマーク使用要領

(制定) 令和 6 年 1 月 31 日付 5 環自計第 756 号

(目的)

第 1 条 この要領は、Tokyo-NbS アクションメンバー登録規程（令和 6 年 1 月 31 日付 5 環自計第 756 号。以下「登録規程」という。）第 6 条第 3 項に基づき、Tokyo-NbS アクションメンバーが Tokyo-NbS アクションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマークの種類及び図案)

第 2 条 ロゴマークは、東京都（以下「都」という。）が制作した図案及び文字列並びに使用フォントであって、別図のとおりとする。

(通則)

第 3 条 ロゴマークの使用については、本要領、登録規程及び Tokyo-NbS アクションロゴマーク使用マニュアル（令和 6 年 1 月 31 日付 5 環自計第 756 号。以下「使用マニュアル」という。）に定めるもののほか、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）に定めるところによる。

(ロゴマークの著作権及び利用許諾)

第 4 条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、都に帰属する。

2 都は、登録規程第 3 条の規定による登録の申込みをロゴマーク使用に関する利用申請とみなし、登録規程第 5 条第 1 項に基づく参加登録の通知が完了した時点で、当該申請者に対しロゴマーク使用に関する利用許諾を与えるものとする。

3 ロゴマークの使用に係る利用許諾期間は、Tokyo-NbS アクションメンバーの登録期間と同じ期間とする。

4 本要領による利用許諾は、ロゴマーク使用者（以下「使用者」という。）がロゴマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。

(使用目的)

第 5 条 ロゴマークは、「Tokyo-NbS アクション」の認知度を向上させる目的で使用するものとする。

(使用の範囲)

第 6 条 ロゴマークは、第 4 条第 2 項の利用許諾を受けた者が使用できるものとする。

2 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- 三 第三者の利益を害すると認められる場合
- 四 登録規程第5条第1項の登録を受けていない取組を同項の登録を受けている取組であると誤認させると認められる場合
- 五 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4項に規定する暴力団関係者が使用する場合
- 六 登録規程第6条で定める普及啓発のためではなく、資金調達の一環として使用するなど参加団体の事業全体を都が保証しているかのような、使用目的から外れた使用をする場合
- 七 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- 八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- 九 前条の使用目的に鑑みて不適当であると認められる場合
- 十 その他、都が不適当であると認める場合

（使用上の遵守事項等）

第7条 利用許諾を受けた者は、ロゴマークの使用に当たり、次の各号に掲げることを遵守するものとする。

- 一 本要領、登録規程及び使用マニュアルを遵守すること。
- 二 利用許諾を受けたことによるロゴマークの使用の権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は継承しないこと。
- 三 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
- 四 ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び都が提供したロゴマークデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 ロゴマークをホームページに使用する際、他者が不正に使用できないように対策を講じること。

（著作権使用料）

第8条 ロゴマークの著作権使用料は、無償とする。

（報告及び調査）

第9条 都は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調

査を行うことができる。

2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(利用許諾の取消し等)

第10条 都は、利用許諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- 一 登録規程第8条第1項の登録の取消しを受けた場合
- 二 当該者によるロゴマークの使用目的又は使用方法が第6条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
- 三 第7条に規定する遵守事項に違反した場合
- 四 その他本要領のいずれかの条項に違反した場合
- 五 その他使用許可の継続が不適當であると都が認めた場合

2 都は、前項に規定する取消しを行った場合は、当該取消しを受けた者に通知する。

3 第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用許諾取消の日から使用対象物にロゴマークを使用することはできない。

4 都は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を命ずることができる。

5 都は、第1項から前項までの規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用許諾を受けずにロゴマークを使用した場合の差止め等)

第11条 都は、本要領に基づき必要な利用許諾を受けずにロゴマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

(経費等の負担)

第12条 都は、ロゴマークの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第13条 都は、ロゴマークを使用した使用対象物等についてその品質等の保証責任は負わない。

2 ロゴマークは、使用者が利用許諾を受けたロゴマークの使用内容について、都が正確性、適法性を保証するためのものではない。

3 都は、使用者がロゴマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証しない。

4 ロゴマークは、使用者及び使用対象物について都が推奨を行うためのものではない。

(賠償責任等)

第 14 条 都はロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故又は苦情が発生した場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。

3 使用者は、ロゴマークの使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。

4 使用者は、ロゴマークの使用において故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。

5 都は、前二項の規定に違反する使用者又はロゴマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(要領の改定)

第 16 条 本要領は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 都が本要領を改定した場合は、既に利用許諾を行ったロゴマークの使用に関しても、改定後の「Tokyo-NbS アクション」ロゴマーク使用要領を適用する。

3 本要領の改定により事業者等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(所管)

第 17 条 ロゴマークの取扱いに係る事務は、東京都環境局自然環境部計画課が所管する。

(その他)

第 18 条 本要領に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則 (令和 6 年 1 月 31 日付 5 環自計第 756 号)

この規程は、令和 6 年 1 月 31 日から施行する。

別図



Tokyo-NbS Action